

## 令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 こども未来部  
こども未来課・青少年育成室・児童館 こども保健福祉課・家庭児童相談室 こども発達支援課  
児童発達支援センターあけぼの学園 保育幼稚園課
- 3 監査実施期間 令和 元年11月15日から令和 元年11月25日まで

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【こども未来課・青少年育成室・児童館】

<p>(1) 文書管理について 業務委託契約に係る決裁文書において、誤った宛名の見積依頼書が添付されていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月25日 見積相手方へ交付した見積依頼書が正しいものであったことを確認するとともに、決裁文書に添付していた見積依頼書の控えについては宛名を修正した。今後、このような誤りがないよう適切な事務処理を徹底することとした。</p>
---	---

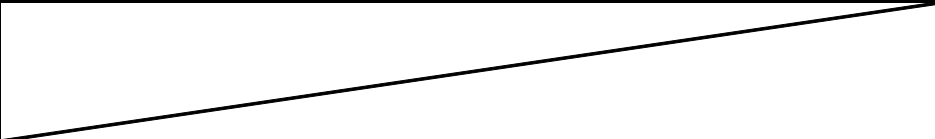
#### 【こども保健福祉課・家庭児童相談室】

<p>共通 (2) 文書管理について 起案文書において、決裁日等必要事項の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月22日 決裁日等必要事項の記載漏れがあった文書について、直ちに補正を行った。今後は適切な事務処理を行うよう周知を図った。</p>
<p>(1) 文書管理について 起案文書において、文書取扱主任の押印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月22日 文書取扱主任の押印漏れがあった文書について、直ちに補正を行った。今後は適切な事務処理を行うよう周知を図った。</p>

#### 【こども発達支援課】

特になし

【児童発達支援センターあけぼの学園】

<p>共通（１）支出事務について                  需用費の支出において、支払遅延が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年１１月１９日                  需用費の支出において、相手方から請求書を受領したときにはその内容を確認し、速やかに事務処理を行うことを職員間で再度周知徹底した。</p>
<p>（１）支出事務について                  次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 支出負担行為兼支出命令書において、請求日、支出負担行為日及び検査検収日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 令和 元年１１月１９日                  支出負担行為兼支出命令書において請求日の記載誤りがあったため文書補正を行った。また、今後は請求書受領時に内容の確認を徹底し、適正に処理するよう改めた。</p>
<p>イ 委託料の支出において、委託業務完了届の提出前に履行確認を行っていた。</p>	<p>【措置済】 令和 元年１１月１９日                  委託料の支出において、委託業務完了届が提出される前に検査検収を行っていたため、今後は委託業務完了届の内容確認を徹底し、適正な履行確認を行うよう改めた。</p>

【保育幼稚園課】

<p>共通（１）支出事務について                  需用費の支出において、支払遅延が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年１１月２８日                  支払遅延が起きないように、請求書が届いた時点で内容を十分に確認後、速やかに支払処理を行うという事務処理の手順について職員に周知徹底を図った。</p>
<p>共通（２）文書管理について                  起案文書において、決裁日等必要事項の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年１１月２８日                  決裁日等の記入漏れがあった起案文書について、直ちに決裁日等必要事項を記載し補正した。今後は不備がないよう文書管理を行うこととした。</p>

<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 予算執行伺において、推薦業者及び随意契約理由の記載漏れ。</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 11 月 28 日 予算執行伺に推薦業者及び随意契約理由を必ず記載することを職員に徹底するとともに、回議の時に上司がチェックすることを改めて徹底した。</p>
<p>イ 全額前金払により支出した需用費について、履行確認漏れ。</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 11 月 28 日 全額前金払をしたものについて、その履行確認を行うよう職員に対し周知徹底を行った。</p>
<p>ウ 支払いに係る請求書において、請求日の記載誤り。</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 11 月 28 日 今後は不備のない請求書の提出を求め、受領時に内容の確認を徹底し、適正に処理するよう改めた。</p>

## 令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 こども未来部  
 こども未来課・青少年育成室・児童館 こども保健福祉課・家庭児童相談室 こども発達支援課  
 児童発達支援センターあけぼの学園 保育幼稚園課
- 3 監査実施期間 令和 元年11月15日から令和 元年11月25日まで

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【こども未来課・青少年育成室・児童館】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について</p> <p>ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日</p> <p>これまで時間外勤務が増加してきた大きな要因は、学童保育ニーズが過去5年間で約1.5倍に増加したことによる業務量の急増への対応であったことから、平成31年4月に学童保育係を新設して人員を2名増強した。</p> <p>年度当初は円滑な業務執行に苦慮したものの、職員のスキルアップに努め、補助金交付事務にかかる手続の合理化と迅速化を図るとともに、相談対応や指導体制の強化にも努めながら一年を通じた業務の平準化に取り組んだ結果、年度末には同系の業務が安定し、今後の時間外勤務の削減が大いに期待できる状況となった。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染防止のための緊急対応など不測の事態が生じたことや、育児休業に伴う正職員の欠員もあり、令和元年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数は平成30年度から2人増加した。こうした状況においても相互応援体制で取り組むなど特定の職員だけに業務が偏ることのないよう、職員のワーク・ライフ・バランスにも意を配しながら職員の心身のケアに努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日</p> <p>上記の取組みを継続した結果、令和2年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数は、令和元年度実績と比較して減少する見込みである。引き続き、特定の職員に業務が集中することのないよう、きめ細かに状況を把握しながら、これまで以上に業務分担に意を配していく。</p>
---	---

<p>イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 施設管理業務をはじめ、これまでの係間の業務分担の見直しを行うとともに、年度当初に集中する支払事務の準備を可能な限り前年度中に行うなど、特定の月に業務が過度に集中することのないよう業務の平準化を図った。しかし、それでもなお支払業務が多忙を極める4、5月や、新型コロナウイルス感染防止のための対応が生じた3月などには労災認定基準を上回る勤務状況が生じ、令和元年度の労災認定基準を上回る職員数は、平成30年度と比較して2人増加した。</p>
<p>共通(2) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 新型コロナウイルス感染防止のための緊急対応など不測の事態もあり、令和2年度当初には労災認定基準を上回る勤務状況が生じたものの、課を挙げての相互応援体制で取り組んだほか、上記の取組みを継続した結果、令和2年度の労災認定基準を上回る職員数は令和元年度実績と比較して減少する見込みである。今後も、特定の時期に業務が偏ることがないように、業務の進捗状況や時間外勤務状況を実査しながら、対応していく。</p>
<p>(1) 主要事業の目標設定について 子どもが健やかに育つ環境を整えるという任務目的の成果活動指標として、平成30年度も学童保育所設置小学校区数を掲げているが、平成29年度に全ての小学校区で学童保育所の設置を達成している。当年度の取組みが反映されるよう、より適切な指標を設定すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年12月 1日 「適正事務の手引き」にある「所属長の確認事項について」に基づき、複数職員によるチェック体制の徹底を図り、適正な事務の執行に努めた。また、文書取扱主任研修会の資料を課内で共有し、事務執行の際に参照することで、職員一人一人の意識の改善及びチェック体制の強化を図った。</p>
<p>(2) 時間外勤務の縮減について 過労死の労災認定基準を大きく上回る勤務状況が見受けられるなど、課全体において過酷な勤務状況が継続している。このような状況では、職員の健康や生活が犠牲になるだけでなく、市民サービスの質の低下も懸念される。業務内容の見直しを徹底するとともに、人事課と協議し、早急に労働環境の改善に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月28日 成果活動指標の見直しを行い、達成済みの学童保育所設置小学校区数については削除するとともに、既存指標である学童保育所利用児童数に、新たに学童保育所定員数を併記することで、子どもが健やかに育つ施設環境の整備状況が適切に反映されるよう改善を図った。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 4月 1日 子育て支援ニーズの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症への対応も含め業務量が年々増大する中、令和2年度からは、業務の一部委託化と休日に開催する講座の集約化により利用者の利便性を向上するとともに、職員の時間外勤務の削減にもつなげた。</p>

<p>(3) 補助金の交付について 市単独補助金については、補助対象経費に一定の基準を定め、適正な補助を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月25日 市単独補助金では、本市の学童保育所が民設民営方式をとっていることを踏まえ、主に「民設」のところを支援するため、新築・改築費、修繕費、AED整備費など施設の整備や環境改善に資するものを補助対象としている。 令和2年度からは、新築に際して必要となる既存施設の解体撤去を新たに補助対象とするなど、今後も本市の学童保育所の特性を踏まえた負担軽減を図っていく。</p>
<p>(4) 子育て家庭への支援サービスについて ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を行いたい人（援助会員）と、育児の援助を受けたい人（依頼会員）を会員として組織化し、相互援助活動を行う事業である。保育園、幼稚園、小学校、学童保育所などへの子どもの送迎及び帰宅後の預かりなど、主に保育園等の補完的な役割を担っている制度であり、ニーズも高いと想定されるが、利用実績が費用に見合っていない。多様な需要に対応し、より多くの人サービスを受けられるよう、周知が行き届いているか、制度の仕組みが複雑で利用しにくいものになっていないか確認し、改善していくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月20日 より多くの人にサービスを知っていただくために、令和2年度はファミリー・サポート・センターを紹介する組回覧による周知の回数を2回から3回に増やした。また、利用できる援助の種類や会員登録から援助実施までの活動の流れを紹介するリーフレットを新たに作成し、全民生委員・児童委員に配付したほか、地区民協と行政との交流の場において制度について説明した。</p>
<p>(5) 児童館について 本市の人口重心が内陸部に移ってきているにもかかわらず、児童館は全て沿岸部に位置している。児童館のニーズは高いと思われるため、多くの市民が利用しやすい施設となるよう、子どもの人口動態に注視しつつ、設置場所も含めて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月27日 平成30年12月に実施したアンケートにおいて、子どもを安心して遊ばせることができる公園、あそび場、児童館の充実等を求める意見が多く寄せられた。現状の児童館体制を維持しつつ、子どもや親子が安心して活動や交流ができる新たな拠点的な施設の拡充を視野に入れた検討に着手した。</p>
<p>(6) 学童保育所について ア 本市の学童保育所は、民設民営の方針により、民間の団体が本市から補助金を受けて運営しているが、補助金を受けるための各種書類の作成・手続が運営団体にとって負担になっているとのことである。また、運営団体の構成員が保護者である場合もあり、保護者にとって学童保育所の管理運営は負担が大きいと考えられる。引き続き負担軽減に向けて、運営の方針となるガイドラインを策定するなど、運営団体のフォローを行える体制を整えるとともに、手続の簡素化に早急に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 令和元年度に学童保育係を創設したことで、巡回訪問を強化し個々の学童保育所が抱える保育面、運営面の課題や施設の新設などの相談にきめ細やかな支援が行えるようになった。申請作業についても、申請マニュアルの改良や、手続の簡略化を行ったほか、書類作成・手続に困難を抱える運営団体には、市職員が直接訪問し、運営団体の申請書類作成作業を補助するといった支援を実施し、負担軽減を図った。</p>

<p>イ 学童保育所の施設は、学校の教室や敷地を使用していたり、民間の土地に建物を建てたり、様々である。民間の土地・建物の借用や、建物の購入は運営団体にとって負担が大きいことから、公共施設の空きを利用するのが望ましいと考えられる。都市整備部における公園の集約化の動きなど、他部局において保有している土地・建物で売却等が検討されているものがないか、情報共有を行い、学童保育所として利用できないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月 1日 市長と教育委員からなる総合教育会議において、学童保育所による学校施設の利活用について協議を行い、教育委員会と調整を進め、令和3年度に小学校2校で、余裕教室を使用して学童保育所を増設する見込みとなった。 また、公園における学童保育所の建築について、法整備も含め都市整備部と情報共有を行いながら検討を図るなど、今後も他部局と連携を深め、子どもが安全・安心な環境で過ごすことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の利活用を進めていく。</p>
<p>(7) 子どもの生活リズム向上事業について 生活リズム向上事業について、6校園をモデル校・モデル園として選定し、各校・各園の生活リズム推進委員会に子どもの生活習慣全般の改善について委託を行っている。モデル校・モデル園の選定については、各校・各園からの希望によって行われているが、良い取組みを普及させるだけでなく、取組みの弱い学校・保育園・幼稚園からの改善はより重要であるので、各校・各園の取組状況を調査したうえで青少年育成室が選定を行うなど、選定方法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月14日 生活リズム向上事業については、参加希望を申し出た校園がモデル校・モデル園となっている。そのモデル校・園が保護者と連携して行った取組みを各校園と共有することで市全体の児童の生活リズムの改善を図っているため、現在の選定方法を維持することとした。例年、全校園の担当者を対象とした「子どもの生活リズム向上研修会」において、その事例を紹介し、共有しているが、令和2年度は校長会・園長会でも働きかけを行った。今後も、校園によって取組み内容に差が生じないように努めていく。</p>
<p>(8) 少年自然の家利用者アンケートの結果の活用について 少年自然の家の利用者アンケートについて、平成30年度の満足度の実績は97%であるが、人数に換算すると1,500人程度が満足していないことになり、少ないとは言えない。不満足の原因について分析し、施設の改善につなげること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 少年自然の家の利用者アンケートの結果については、市と指定管理者で実施する毎月の連絡調整会議で共有し、その対応を協議している。平成30年度のアンケート結果において満足度が低かったスタッフ対応については、スタッフ間の連携強化に取り組んだ結果、満足度が99%に向上した。また、令和元年度に空調設備の更新を行い、令和2年度にはメニュー改定を行うなど、施設面や食事面でも満足度の向上を図っており、今後もアンケート結果を踏まえた施設改善に努めていく。</p>

【こども保健福祉課・家庭児童相談室】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ２年 ９月１８日                  各職員の担当業務や業務量を把握したうえで、人員配置や業務分担の適正化に努め、令和元年度は、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員（選挙事務を除く）が８人となり、前年度と比べ５人減少した。また、令和２年度は８月末時点で、前年度に比べ所属として約３３０時間減少している。引き続き、複数の育児休業者、部分休業者もいるが、業務の平準化、効率化に取り組み、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>共通（２）内部事務管理について                  事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ３年 ３月１８日                  令和２年度は新型コロナウイルス感染症にかかる保健所業務や臨時特別給付金業務が生じ、時間外が増加する中で、業務分担の見直しや手当の申請にかかる添付書類の簡素化により時間外勤務の削減に努めた。新型コロナウイルス感染症に係る業務が増加しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は１１人の見込みだが、所属全体の時間外は前年度に比べ約２５０時間減少の見込みとなっている。引き続き業務の平準化、効率化に取り組み時間外勤務縮減に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 １月 ２２日                  監査結果を職員に周知すると共に、文書管理や財務会計事務において不明な点があれば、その都度手引き等で確認し、正確な事務を遂行するように意識付けるよう徹底し、事務の適正化を図ることとした。                  また、定められたルールに基づいた事務執行のため、複数職員によるチェックと上位職による確認の徹底に努め、誤りのあった事例については、課内ミーティング等を通じて共有することで、職員一人一人の意識向上を図った。</p>
<p>（１）予防接種率の向上について                  感染症の感染及び流行を阻止するために、乳幼児に対して予防接種を実施している。WHOが麻疹の指針として全体の９５％以上が抗体を持つこととしていることから、予防接種の接種率の目標を新規対象者の９５％以上としているが、それに満足することなくできる限り１００％に引き上げる努力をしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ２年 ９月１８日                  麻しん風しん混合ワクチンの接種率をできる限り１００％に近づけるために、接種対象年齢である就学前１年間の幼児に対して年４回、接種履歴を確認し、未接種の場合には接種勧奨のための個人通知を行っている他、保育園、小学校を通じて、在園児への接種勧奨および就学前健診における接種勧奨を行っている。今後も引き続き、様々な機会を捉えて未接種者に対する接種勧奨に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 ３年 ３月１８日                  上記の取組みを継続しながら、コロナ感染を危惧して接種時期を逃すことのないように周知すると共に、接種時期を逃してしまった場合には法定接種として取り扱うための手続きを行うなど、更に接種率を向上させるための取組みを継続していく。</p>



<p>(2) 児童虐待について          児童虐待は発見の手法が大事であり、子ども達と直接触れ合う新任の保育士や教員でも発見できるようなマニュアルがあるとよい。来年度に児童虐待の危険度を表すアセスメントシートを取り入れることを検討中とのことであるが、実効あるものとしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日          保育士が情報提供を行う手段としてアセスメントシートを活用できるよう、今年度のアセスメントシートを作成し、試行を行えるよう調整中である。</p>
<p>(3) 滞納債権の整理について          滞納債権について、収納率が非常に悪く、滞納債権回収に対する意識が低い。過払金の返還に応じている保護者との公平性を確保するためにも、債権回収に力を入れるとともに、滞納整理のノウハウを持つ収納推進課と連携した取組を行うこと。また、滞納者の生活状況を把握し、生活困窮者に対しては分納を指導するなど、生活実態に合わせた方法により債権回収に努めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日          保育士が情報提供を行う手段としてアセスメントシートを活用できるよう、令和2年9月から11月まで試行的に公立保育園5園においてシートを導入し、モニタリングを行った。その結果を分析し、今後の活用の方向性について取り決めた。</p>
<p>(4) ソフトウェアの更新について          保守管理を委託している業者に、児童相談システムのバージョンアップと個別カスタマイズを委託している。保守費用との重複がないかの確認や必要な作業工程などをICT戦略課と協議して、経費の妥当性を検討した上で行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日          滞納者の生活状況の把握に努め、分割納付指導などの取組を一層強化すると共に、分割納付が滞りがちな者に対しては、納付計画を見直すなどの相談を行い収納率の改善に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日          引き続き滞納者の生活状況の把握に努め、分割納付指導などの取組を一層強化すると共に、過払金の返還に応じている者との公平性を確保するために、分割納付が滞りがちな者に対しては、再度、納付計画を見直す等により収納率改善に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 8月21日          児童相談システムのカスタマイズについて、ICT戦略課と事前協議を行い、経費の妥当性、作業工程の確認、保守費用との重複がないかを確認した上で予算執行を伺った。</p>

<p>(5) 相談体制について 当課には臨床心理士の資格を持った職員がいないため、幼児の健康診査や心理発達相談などについて外部から心理相談員に来てもらっている。部内の臨床心理士の資格を持った職員で対応できないか検討すること。 また、職員で対応できず外部から来てもらうのであれば、臨床心理士などの資格を有した者とし、報償費の基準を明確にして部内統一の基準とすること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日 当課においては、令和元年度、3名の心理発達相談員が、延べ715件の発達相談を行っており、相談時には発達検査を併せて実施するため、一人あたり1時間以上が必要である。この他、幼児健診の際には、短時間に多くの発達相談を行うことから、毎回、上記の相談員が複数で相談業務に当たっている。現行の相談体制を維持するためには、部内には、計3名の有資格職員が配置されているが、自所属の業務と並行して当課の業務を行うことは非常に困難なため、外部の経験豊富な資格者を任用して対応する。 当課の業務には、発達相談以外に、親子教室参加者に対するアドバイザー業務や、健診来所時の親子観察業務などがあり、業務によって内容や拘束時間が大きく異なる。このため、報償費は、当課の業務内容にあわせて独自の基準を設定する必要がある。</p>
<p>(6) 子ども医療費の所得制限について 子ども医療費の助成について、全国的にもほとんど所得制限をしていないので、所得制限撤廃の検討をすること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 1月13日 こどもの発達に関する相談業務は経験が重視される職種であり、現在、経験豊富な外部相談員が健診や親子教室、発達相談等の場において、相談業務だけでなく、参加者へのアドバイスや健診会場での親子関係の観察等の役割を担っており、他課の心理士とは業務内容が異なる部分があることから、課内独自の単価基準を用いている。なお、一日の相談数や相談体制を見直すことで、相談者がゆっくと相談できるようにするとともに、相談員の業務量を平準化することに努めた。</p>

<p>(7) 不妊治療の検証について 不妊治療費の助成について、効果が検証できるようなデータの収集手法を検討していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 不妊に悩む夫婦が、治療に係る経済的負担を和らげ、治療を受けられるよう助成を行っているものである。申請件数については年々増加傾向にあることから、経済的負担の軽減について一定の効果はあるものとしている。厚生労働省が令和2年度に不妊治療について、実態調査の上、制度見直しについて検討するとしていることから、動向を注視し、調査結果も踏まえて検討していくこととしたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 申請件数は年々増加傾向にあることから、経済的負担の軽減について一定の効果はあるものと考えているが、更に、令和3年度には、国が進める特定不妊治療費助成事業の制度改正を踏まえ、本市の助成制度についても拡充の予定である。 また、厚生労働省が令和4年度に不妊治療を保険適用とするとしていることから、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて制度改正を検討していく。</p>
<p>(8) こんにちは赤ちゃん訪問の充実について こんにちは赤ちゃん訪問について、専門的なアドバイスを求める親のニーズと訪問内容に乖離がある。子育て支援に関する情報を知ってもらうだけでは意味がなく、時間を空けて訪問を待つことが負担になっている親もいる。近隣の市町ではベビースケールを使って体重を測定したり、栄養状態を見てくれているところもあるので、このような取組みを参考に、より丁寧で有用な訪問となるよう検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 こんにちは赤ちゃん訪問事業を客観的に評価するため、平成30年度から訪問後のアンケート調査を実施し、把握した意見や課題をその都度、訪問員と共有して、訪問内容の改善を図っている。また、訪問員が訪問する場合にも、希望を確認し、ベビースケールによる体重測定を行うなど、丁寧な対応を心掛けている。 なお、専門的なアドバイスが必要な場合には、赤ちゃん訪問員の訪問後も、再度、専門職が訪問したり、電話での相談ができることについて、引き続き周知に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 1月15日 こんにちは赤ちゃん訪問後のアンケート結果については、市と委託先とで毎月実施している連絡会議で共有し、対応について協議しながら、より有用な訪問となるように努めた。訪問の際に、ベビースケールにより赤ちゃんの体重測定を行ったり、保護者の話を傾聴し、丁寧な対応を心掛けてきたことにより、訪問員の対応や訪問内容についてのアンケートでは、約9割の人から「満足した」との回答を得られた。 今後も、引き続き訪問員と丁寧に情報共有を行いながら、妊娠中に医療機関等から得られた情報等も鑑み、ハイリスクケースへの支援だけでなく、すべての保護者の気持ちに寄り添えるよう、随時、訪問内容を振り返りながらよりよい事業となるように努めていく。</p>

<p>(9) 幼児の健康診査について          幼児の健康診査において、市立四日市病院の小児科医師に職務専念義務免除の手続をした上で年8回程度来てもらっているが、報償費は源泉徴収して医師個人に支払われている。他部局の事業では、市立四日市病院から医師を派遣しているが、費用は市立四日市病院へ払われており、市立四日市病院の協力が不十分である。幼児の健康診査は母子保健法に定められた市の事業であるので、市立四日市病院との契約により同病院への支払いとなるよう検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          市立四日市病院と協議の上で、令和2年度から新たに覚書を締結し、健診に派遣された医師の報酬は、個人口座ではなく、病院への支払いとするよう改めた。</p>
<p>【こども発達支援課】</p>	
<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について          ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日          平成30年度の年間360時間超の職員は3名、令和元年度は3名であった。          4月から8月の時間外勤務の課全体の実績を比較すると、令和元年度は1,174.08時間、令和2年度は1,162.92時間と、微減傾向にある。引き続き業務量の平準化、効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【継続努力】 令和 3年 3月18日          令和元年度の年間360時間超の職員は3名、令和2年度は5名に増加した。主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連事務の増加や、県への研修派遣(1名)、育休取得職員(1名)による職員減である。さらに、児童通所支援事業の利用者増加に伴い事務量が大幅に増加しており(令和2年3月末利用者1,130人を4人の職員で担当していたところ、令和3年3月末利用者見込1,250人を3人の職員にて担当した)、業務分担の見直しや効率化に努めたものの、時間外の縮減には繋がらなかった。令和3年度は5歳児アンケートの事務作業の委託化による業務の効率化や、適正な職員配置を要求する等、時間外勤務の縮減に努める。</p>
<p>(1) おもちゃ図書館の管理運営について          ア 社会福祉協議会へ単独随意契約により業務委託しているが、委託料の適正性を判断するため、人件費の内訳やボランティアの交通費の支出内容などを把握すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          委託料の適正性の判断のため、令和2年度契約の際には単価の詳細を記載した見積書を徴収した。</p>

<p>イ 重要な事業であるにもかかわらず、多くの無償ボランティアの対応に頼っている部分が多い。適切な管理運営方式について検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月22日 おもちゃ図書館は、平成2年のおもちゃ図書館の開館に合わせて、運営を行うために結成されたボランティア団体の方々によって、おもちゃ図書館に来る保護者や子どもへの対応や、手作りおもちゃの制作をしていただいている。メンバーには年配の方が多く、経理等の事務手続きは社会福祉協議会が管理し、ボランティアの方が不在になる場合は社会福祉協議会で職員を配置するなど、おもちゃ図書館の運営管理を行っている。今後もボランティアの活動や組織の運営を支え、ボランティアの方々に活躍していただけるよう、ボランティア団体、社会福祉協議会と市の連携を密にし、役割分担をしながら適切な運営に努める。</p>
<p>(2) 発達支援に係る相談業務について 職員による常時の相談に加え、医師が月1回、臨床心理士が週2回、報償費を支給し、相談業務に携わっている。しかし、相談業務を担当する職員のうち2人は、臨床心理士の資格を取得している。費用対効果も考慮し、外部相談員に頼ることなく、職員が経験を多く積むことにより、職員のレベルアップを図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月22日 児童精神専門医は全国的に不足しており、医療機関での初診の予約に何カ月も待つ状況であるなかで、医師に月1回来課してもらい、困難ケースの対応を依頼できている。 臨床心理士は経験が重視される職種であり、経験豊富な外部相談員に様々な心理相談を担ってもらっている。 職員は相談業務も担当しているが、発達検査や検査結果を作成する等、相談以外の業務も多く、職員のみで相談業務を行うのは困難である。 また、複合的な課題を抱え、支援の方向性の整理や関係者の統合調整が求められるような困難なケースがあれば、経験豊富な外部相談員に相談し、アドバイスを受けることが出来ており、このことにより職員の経験値が上がり、レベルアップに貢献していただいている。</p>
<p>(3) 相談窓口の体制について 保護者が1人で悩むことなく安心して相談できる窓口を目指しているが、専用の電話や窓口などの体制がシステムとして十分に整備されていないように見受けられる。相談窓口として機能する仕組みを確立すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月22日 臨床心理士、保育士、幼稚園教諭、学校教諭、言語聴覚士といった、多様な職種の職員を配置することで、様々な分野の相談が可能な体制を取っており、さらに専門的な相談や支援が必要な場合は、関係機関につなぐ等の連携も迅速に行っている。専用電話や専用窓口を別途設置するとなれば、様々な分野にわたる相談への対応や、関係機関との連携に係る手続き等に時間を要することが見込まれるため、現状の体制を維持し、今後も相談者に寄り添った対応を進めていく。</p>

<p>(4) 園巡回発達相談支援事業について 保護者や保育園・幼稚園からの要望に応じ、支援員が園を訪問し、発達支援を必要とする児童への支援に関する指導・助言を行っている。保育士や支援員が、園における児童の様子を観察する中で、何らかの支援を要する児童の存在に気づいた場合に、楽観的に考えがちな保護者からいかに拾い上げていくかという視点も重要である。支援が必要な兆候に気づいてからの対応方法について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月22日 支援が必要な兆候のある児童については、園との連携を密に取り、必要に応じて就学相談、U-8事業、個別相談、療育を保護者に案内する等の対応を行っている。今後も園との連携を密に取り、発達支援を必要とする児童について、必要な支援を行っていく。</p>
--	--

【児童発達支援センターあけぼの学園】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 時間外勤務が年間360時間を超える職員は平成30年度は3人、令和元年度は6人となり前年度に比べて3人増加した。所属全体の一人当たりの時間外勤務の月平均は平成30年度は13.53時間、令和元年度は12.63時間で減少傾向にある。業務が特定の所属職員に集中することのないよう、業務の適正な配分に留意するとともに、必要に応じて人事配置や業務分担等の調整など、適正な対応に努め、時間外勤務縮減に努めていく。</p>
<p>共通(2) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 令和2年度は時間外勤務が360時間を超える職員は1人で、前年度の6人から大幅減となる見込みである。また、職員一人当たりの時間外勤務の月平均は10時間を切る見込みとなっている。今後も引き続き時間外勤務の削減に取り組んでいく。</p>
	<p>【措置済】 令和 元年11月19日 事務担当者は、円滑で正確な事務を遂行できるよう、「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」等を確認するとともに、担当部署への確認を行うよう再度意識づけを行った。また、事務の適正化を図るため、複数名でのチェック体制を徹底することとした。そのうえで上位職による点検は、牽制のみでなくサポートの要素を兼ね備えたものでなければならないことに留意しつつ、誤りがあった事例などは情報の共有化を図り、引き続き、内部事務管理の改善に取り組んでいく。</p>

<p>(1) 施設・備品の整備、管理について ア 移転に伴う備品購入があるため、心身障害児訓練事業費での備品購入を控えていたとのことであるが、マットや滑り台の傷みが見受けられるため、必要な備品を把握して計画的に順次購入すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月26日 保育士・訓練士より新調すべき備品を確認し、昨年度より順次購入している。今後とも適切な備品管理に努めるが、備品に不具合が発生した場合は事務員に報告するよう、職員会議にて改めて園内で周知を行った。</p>
<p>イ 子どもが転んだら危険なため、相談室の棚等の転倒防止対策を早急に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 2月18日 相談室の壁面に木板を取付け、チェーンにて木製書架に耐震固定を行った。</p>
<p>ウ 施設の建築の中で設置したものの中に、備品に該当する物があるかを確認し、台帳に登録して適切な財産管理を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月19日 移転に伴い取得した建物に付属する物品について確認を行い、備品登録を行った。今後、適切に管理を行っていく。</p>
<p>(2) 保育所等訪問支援について 保育所等訪問支援は、対象となる子どもへの支援を通して、訪問先の保育園のよく似た発達に注意の必要な子どもへの発達の支援ともなり、教師や保育士等の発達支援方法の知見が広がることにもつながるため、より訪問回数を増やせるようにすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 2月27日 保育所等訪問支援の申し込みがあった分については、全て支援を行うことができた。</p>
<p>(3) 現金の管理について 現金の取扱いや管理について、入金、出金、残高の確認方法を再点検するとともに、複数の職員によるチェックや上位職による抜取り実査を行うなど、より厳重な管理と事故防止を改めて徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月19日 収納事務や小口現金の管理については、複数の職員による収納体制や所属長による実査を行うなど内部牽制体制を再確認し、より厳重で正確な管理を行い、事故防止を徹底することとした。</p>
<p>(4) 道路標識の設置について あけぼの学園に行くための案内表示がないことから初めて訪れる人には場所が分かりにくい。国道のため、自動車の速度を落として場所を探していると危険であるため、道路標識の設置について三重県と協議をすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月28日 道路標識の設置について三重県と協議を行った。</p>
<p>(5) 通園バスの運転について 再任用職員と臨時職員が通園バスの運転をしており熟練者であるとのことだが、昨今高齢者の危険な運転が発生しているため事故のないよう注意を払うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月19日 あけぼの学園では再任用職員と会計年度任用職員が通園バスの運転にあたっている。運行に関しては道路関係法令及び関係法令を遵守しており、毎日運行前・運行後点検を行い利用者の安全な送迎に努めている。</p>

<p>(6) 非常勤嘱託医師について          ア 非常勤嘱託医師報酬について、月額での支払いとなっているが、毎月医師が来るわけではないため、日額払い等根拠が明確となるような支払方法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          「四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第1条及び別表」において児童発達支援センター嘱託医師及び嘱託歯科医師の報酬については月額18,000円と定められており、これを根拠として支払いを行っている。児童精神科医の報酬については実績払いに変更した。</p>
<p>イ 非常勤嘱託医師が診察をして通院が必要になった場合、優先的に予約ができるとのことである。通園以外にも日常生活において頼りになる医師がいるのは安心となるため、子どもや保護者の支援につながるような体制を継続すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月19日          引き続き支援の体制を継続していく。</p>
<p>(7) 園庭遊具撤去処分工事について          産業廃棄物の処分時には、最終処分の終了を確認するため、マニフェストが必要である。また、撤去処分するものについての売却益を反映した積算を行い、見積りを徴取すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年11月19日          廃棄物の処理が適法に行われたかどうかを確認するため、事業者に対して施工後にマニフェストの写しを提出するよう求めることとした。また、撤去処分した廃材について売却益が発生する場合は、そのことを反映した見積りを行うよう見積依頼書に記載するとともに、業者に口頭でも説明を行うよう改めた。</p>
<p>(8) 自家用自動車の公用使用について          自家用自動車を公用使用として市内出張をしているが、走行距離の判断はメーターから読み取っているとのことである。同じ場所に出張しても距離のずれが生じることがあるため、旅費の算定根拠が不明瞭なことから統一した距離の基準を作成すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 7月21日          公的施設及び事業所は、あけぼの学園からの最短距離を算出し一覧表にまとめ、それに基づいて出張旅費を請求するように職員会議において職員全員に周知した。</p>



【保育幼稚園課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日                  令和元年度は、時間外勤務が360時間を超える職員が幼児教育・保育の無償化による事務作業が増えたことにより、平成30年度は11人だったが14人に増加した。保育ニーズの高まりにより、事務作業が煩雑になっているが、所属長は、職員の心身の健康維持のための声掛けや朝礼による職員相互間の連携による業務遂行などにより、職場環境の向上と業務内容の改善により、時間外勤務の縮減に努めている。</p>
<p>共通（２）内部事務管理について                  事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日                  令和元年度は、時間外勤務が360時間を超える職員が幼児教育・保育の無償化による事務作業が増えたことにより14名に増加したが、令和2年度は10名に減少する見込みである。保育施設の増加や制度改正に伴い、事務作業が煩雑になっているが、所属長は、職員の心身の健康維持のための声掛けや朝礼により職員相互間の連携を促すことで、職場環境の向上と業務内容の改善を図り、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>(1) 支出事務について                  旅費の支出において、出張日の属する月の末日から数か月（2～5か月）経過したのちに支払いがなされている事例が見受けられた。速やかに事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日                  事務処理については、チェックすべき事項を周知し、日々複数の職員で確認を行い、業務精度の向上に努めている。また上位職によるダブルチェックを行い円滑で正確な事務遂行を行うこととした。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日                  事務処理については、チェックすべき事項を周知したうえで、日々複数の職員で確認を行うとともに、円滑で正確な事務遂行のため、上位職によるダブルチェックを行うよう改めた。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 3月 5日                  園からの書類提出が遅れたことが原因のため、各園に事務処理を速やかに行うよう指示し、滞りなく支払処理ができるようにした。</p>

<p>(2) 単独随意契約について                  ア 園施設の整備工事において、緊急工事を理由に単独随意契約により契約の締結をしたものが多数存在する。単独随意契約は例外的な契約方法であることを認識し、安易に緊急工事とせず、コスト意識を強く持って計画的な工事を実施すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日                  園施設の整備工事について、安易に緊急工事とせず、各園の状況を十分に把握したうえで計画的に工事を実施することを改めて担当職員に徹底した。</p>
<p>イ 園施設の点検業務委託などいくつかの業務委託の業者選定において、数年以上前に実施した見積り合わせの結果を基に他に適切な業者がないと判断し、それを理由に単独随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。随意契約では、契約金額の妥当性を確保するため見積り合わせとするのが原則であることを踏まえ、同じような業務委託をしている他の所属に相談するなどして受託できる業者を再度調査することにより、他に選びうる業者の有無に係る判断を慎重に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 6月15日                  昨年度まで単独随意契約により委託した業務について改めて受託できる業者がないか調査を行った結果、園施設の点検業務については、競争入札により契約を締結することができた。これからも業者の選定については、入札又は見積り合わせを原則として対応していく。</p>
<p>(3) 人員確保について                  当課の職員の時間外勤務時間は多く、年間700時間を超える職員も複数存在する。その原因は人員不足にあり、その影響が事務のミスにつながっているのではないかと懸念される。職員が心身ともに健康な状態で職務を行えるよう、改めて事務の見直しを行い、効率化を図るとともに、必要な人員を関係部局に要求し、人員確保に努めること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日                  令和元年度は、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い事務作業が増えたことにより昨年度に比べて時間外勤務も増えた。事務効率化を図るため、令和3年度入所申し込み時の必要書類の簡素化などを行っている。引き続き事務作業の効率化を図るとともに、不足している人員は関係部局への要求を行っていく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 3年 3月18日                  事務作業の効率化を図っているが、新規事業への対応等に伴い年間700時間の時間外勤務を行った職員が令和2年度も複数人存在する状況は解消できなかった。引き続き事務分担を見直すとともに、不足している人員は関係部局への要求を行っていく。</p>

<p>(4) 時間外勤務の縮減について          当課が所管する事務は、保育園や幼稚園への入園に伴い発生する事務など、煩雑で一時期に集中するものがあり、それが職員の長時間の時間外勤務の一つの要因となっている。改めて当課の事務全般を見直し、システム化や機械化などにより効率化できるものはないか検証し、職員に係る事務負担を軽減し、時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日          保育園等の入園に伴う事務作業について、効率化できるものはないかを見直し、事務軽減に努めている。システム化や機械化等によりさらなる効率化を図ることが可能かを今後も検証し、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>(5) 保育料等の滞納債権の回収について          保育料等の滞納者に対し、電話や文書による納付催告を行ったり、児童手当からの特別徴収を実施したりして、滞納債権の回収に取り組んでいるが、平成30年度中は、当課の職員が園や滞納者の自宅に出向いて、滞納者と直接、交渉することはなかったとのことであり、滞納債権回収に対する意識が低いと言わざるを得ない。保育料等を納期までに支払っている保護者との公平性を確保するため、滞納の初期段階での回収に力を入れることにより迅速な債権回収を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日          保育料等の滞納者に対して電話や文書による納付催告等を実施するほか、園訪問を行い直接、滞納者と面会した上で納付に向けた相談を実施した。未だ滞納債権は残っていることから、保育料等を納期内に支払っている者との間で不公平とならないよう、引き続き園において納付相談を実施するなどして滞納整理に取り組んでいく。</p>
<p>(6) 待機児童に関する広報について          保育園の「待機児童ゼロ」に関する広報については、入園待ち児童が多数いることも踏まえ、慎重に行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日          平成31年4月1日の「待機児童ゼロ」は9年ぶりの結果のため広報したものの、入所待ち児童は依然いることから、それ以降は慎重に対応している。</p>
<p>(7) 「保育園」の名称の統一について          保育園については、その名称を「保育所」と表記しているものと「保育園」と表記しているものがある。市民にとって分かりやすい表記とするため、表現の統一を図ることができないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日          児童福祉法等により「保育所」と定められているが、市内のほとんどの施設が「保育園」の名称を使用しているため、表記が混在している。法で定められた書式については「保育所」の表記となり、表現を一律に統一することは困難であるが、市民にとってわかりやすい表記については引き続き検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日          児童福祉法等により「保育所」と定められているが、市内のほとんどの施設が「保育園」の名称を使用しているため、表記が混在している。法で定められた書式については「保育所」表記となるため表現を一律に統一することは困難であるが、市民が迷うことがないような表記を行うよう（案内文書等、市民向けの文書については馴染みのある「保育園」表記で統一する等）職員に周知を行った。</p>

<p>(8) 園施設の整備について 各園からの意見や要望を汲み上げるとともに、当課の職員は、各園を定期的に見回り、園舎、遊具、園庭などの状況を確認して園施設の適切な管理を行うことにより、計画的に園施設の整備工事を実施すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 年度当初に各園から施設修繕要望書の提出があり、その修繕要望の内容確認のため8月～9月頃に現地調査を行い、概算金額の算出や実施方法を検討している。老朽化した施設が多く、修繕要望件数も多くなってきているため、優先度に応じて、計画的に整備工事を実施していく。</p>
<p>(9) 空調設備の点検について エアコンが故障により停止したため緊急工事として修繕している。園児の保育環境の維持のためにも、エアコンなどの空調設備の定期的な点検の実施について検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 フィルターの清掃や簡易点検（効きが悪くなった等）は園で実施しており、効きが悪くなった段階で、分解清掃等を実施し、機能回復を図っている。定期的な保守点検業務の実施にあたっては、現状の設置機器の台数、定格規格等の把握が必要なため、各園への現地調査の実施を検討したい。</p>
<p>(10) 園施設の使用料について 幼稚園の土地を借用して学童保育所の運営を行っている団体から施設使用料を徴収しているが、幼稚園の建物を借用して子育て支援事業を行っている団体からは、施設使用料を免除し、徴収していない。どちらも公益的な事業であるが、学童保育所は民設民営を理由とし、子育て支援事業は市民活動であることを理由としているが、その取扱いに差異を設けることへの合理的な説明がない。学童保育所の運営を行う団体に使用させる場合にも施設使用料の免除ができないか検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 市の土地・建物を借用した学童保育所の施設使用料の減免を実施した場合、減免を行った学童保育所と、本市以外が所有する土地や建物を借りている学童保育所との間で公平な取扱いができなくなるため、現状どおりの取扱いを継続することとした。</p>

<p>(11) 保育士の確保について ア 保育園の入園待ちの人数は依然と多く、解消されない原因として、公立、私立を合わせた保育施設や保育士の不足による保育提供枠の不足があるとのことである。令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響も見据えながら、地域型保育事業所などの整備を推進するとともに、公立、私立を合わせた保育士の確保に引き続き努力すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 地域型保育事業所については、令和2年度より新たに3園の整備を実施した。また、推進計画において保育士等人材確保事業を進めており、令和2年度については、市独自に実施している正規職員における給与改善の補助（民間保育所運営費補助金）の単価の拡充を実施したところである。</p>
<p>イ 市立保育園における保育士は、約半数が臨時職員である。保育の質を確保すべく、正規職員の雇用を増やすなど保育士の待遇改善に努力すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 令和2年度については、市独自に実施している私立保育園の正規職員の給与改善の補助（民間保育所運営費補助金）の単価の拡充を実施し、保育士の確保に努めた。引き続き保育士確保に向けて、努力していく。</p>
<p>(12) 園児の環境向上について 市立幼稚園において保護者アンケートを実施しているが、その結果から保護者の園に対するニーズを拾い上げて、それを私立の保育園や幼稚園と共有することにより子ども達の環境の向上につなげること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 通年で臨時保育士の募集を行うなどその確保に努めているが、保育の質を保つべく、正規職員もここ数年は20名前後を採用している。引き続き、計画的な採用を進め、正規、並びに臨時保育士の確保に努めてまいりたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 令和3年度に向け正規職員の保育士を21名採用した。また、通年で会計年度任用職員（パート）保育士の募集を行うなどその確保に努めているが、引き続き、必要な職員数に足る採用を進め、正規、並びに会計年度任用職員（パート）保育士の確保に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 市立幼稚園の保護者アンケートの結果に関しては、その内容を分析し、分析結果をもとにした幼児教育への取組みを「学校教育白書」に掲載している。その内容もふまえながら、私立園とも情報交換等を行い、子どもたちの環境向上に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 私立園との情報共有を進め、子どもたちの環境の向上に引き続き努めていく。</p>

<p>(13) 市立幼稚園における園児確保の取組みについて 市立幼稚園の園児数は減少傾向にあるため、これまでの園運営の在り方を見直すとともに民間幼稚園の給食や3歳児受入れに対する取組状況も参考に園児を増やす方策を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 公立幼稚園における園児の急激な減少に伴い、現在、「公立幼稚園の第1次適正化計画」に継ぐ第2次計画の策定に向けて、今後の公立幼稚園のあり方、方向性といった市の考え方を市議会に示し議論しているところである。引き続き就学前における適切な教育・保育環境の整備に努めていく。</p>
<p>(14) 市民活動団体が行う子育て支援事業補助金について 未就園児並びにその保護者及び家族を対象に子育て支援事業を行う団体を対象にその運営費の一部を補助している。過去の経緯から補助の対象団体は2団体に限られている。公平性確保の観点から、多くの団体が活用できるように、この補助金交付事業の見直しを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 公立幼稚園を含む市内における就学前の適切な教育・保育環境の整備に引き続き努めていく。</p>
<p>(15) 予算の執行委任について ア 他の所属が管理する旧保育園や児童館などの建物や設備に係る保守点検業務委託に係る予算の執行を受任しているが、当課において一括して予算執行を行うメリットとデメリットについて比較検証し、当課の業務が増えないようにすることはできないか検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 過去に当課が所管していた建物等に係る保守点検業務については、経済性や管理の効率性という観点から、建物等の移管後も引き続き各課から執行委任を受け一括契約を実施している。業務については、当課は契約事務の取りまとめのみであり、各施設の業務仕様の確定や現地立ち合い等は所管課において実施し、当課の業務負担が増えないよう役割分担を図っている。</p>
<p>イ 当課が所管する橋北こども園は橋北交流会館施設内に所在するため、その管理業務について、他の所属が所管する施設の管理業務と一括して業者に委託している。委託料は所属ごとに按分して負担しているが、その額の算定根拠を明確に把握し説明できるようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 橋北こども園の管理業務については、「橋北交流会館総合管理業務委託(令和元年度～令和4年度)」により一括契約となっており、当該業務の仕様書及び積算資料により、業務内容及び算定根拠を確認した。</p>